

再々申入書

2012年7月31日

財団法人法曹会 御中
最高裁判所司法研修所 御中

東京都渋谷区桜丘町4-23 渋谷桜丘ビル8階
渋谷共同法律事務所
TEL 03-3463-4351

布川事件弁護団団長
弁護士 柴田五郎

最高裁判所司法研修所（以下「司法研修所」という。）が編集し、財団法人法曹会（以下「法曹会」という。）を発行所として、1991年7月25日以来発行されている『自白の信用性—被告人と犯行との結び付きが争われた事例を中心として—』と題する書籍（以下「本書籍」という。）について、布川事件にかかる今般の再審無罪判決（2011年5月24日水戸地方裁判所土浦支部判決）と明らかに齟齬する不適切な内容が本書籍中に含まれているとして、当弁護団は、法曹会および司法研修所に、2011年10月26日、対処方申入れをいたしました。

また、当弁護団は、2012年2月24日、法曹会に対し、購入者等に対してホームページ等で記載の誤りについて十分な情報を提供するなどの措置を採られたい旨、申し入れをいたしました。

しかしながら、法曹会は、ホームページ上で、「本書を利用するにあたって」と題する司法研修所第一部教官室名義の訂正文書（別紙1）を掲載し、また現に販売している本書籍に挟み込むにとどまっております。同訂正文書は、再審無罪判決の判断の中で、本書籍の自白の信用性に関する分析が当てはまらないという趣旨を含む説示をしていると指摘するのみであり、具体性を欠き、甚だ不十分な内容です。

申入書でも述べたとおり、本書籍は研究や研修に使用するものであり、そのような書籍に誤った内容を掲載し、誤った判断基準を示し続けることは、研究や法曹養成のうえで誠に不適切と言わなければなりません。さらに、本書籍の内容は、櫻井・杉山両氏の名誉、人権にかかわることでもあります。

当弁護団は、本書籍本文中に加入すべき文章（別紙2）、本書籍付属資料の別表〔丙〕再審無罪事例に追加すべき表（別紙3）、本書籍付属資料2の事例カード集に丙-⑨として追加すべきカード（別紙4）を作成いたしました。

当弁護団は、法曹会及び最高裁判所司法研修所において、上記文章、表及びカードを訂正文書として本書籍に挟み込むこと、また、法曹会の上記ホームページにおいて上記文書、表及びカードを掲載することを求めます。

法曹会及び最高裁判所司法研修所においては、誠意ある対応をされるよう、よろしくお願い申し上げます。 以上

別紙 1

本書を利用するにあたって

本書の研究対象事例である布川事件（事例カード乙②）については、平成17年9月水戸地方裁判所土浦支部が再審開始決定、平成20年7月東京高等裁判所が即時抗告棄却決定、平成21年12月最高裁判所が特別抗告棄却決定をして再審が開始され、平成23年5月24日水戸地方裁判所土浦支部は、強盗殺人の公訴事実について、被告人両名に無罪を言い渡し、その判決が確定した。

上記判決は、被告人両名の捜査段階における自白の信用性を否定し、その判断の中で、本書が布川事件（事例カード乙②）を挙げながら記述している自白の信用性に関する分析（10頁、18頁、26～29頁、35頁）が当てはまらないという趣旨を含む説示をしている。

本書を利用するにあたっては、上記判決も参照するなどして、そこで示された自白の信用性を否定する判断の内容に十分留意されたい。

平成23年12月

司法研修所第一部教官室

<自白の信用性>

A 自白の経過

第2 自白の成立過程の問題

1 自白の時期

(1) 身柄拘束後の早期の自白(P10)

「我々が日常処理している事件を通じて、身柄拘束後捜査段階の早い時期になされた自白は、その信用性(任意性)が高いものとされ、これが一つの経験則に近い判断基準を形成していることは否定しがたい。現に有罪事例(乙①②)の上告審判断の中で、この点が積極評価の一事由とされているところである。

しかし、無罪事例を通覧すると…(略)…自白時期の問題は、補助的資料として用いることが望まれる。」

(1) 末尾に追加

「また、丙⑨の布川事件再審判決では、初期自白の信用性を検討するには、その後の供述経過や供述内容を含め、総合的な検討を加える必要があることは当然とし、供述全体の検討に先立ち、初期自白の信用性等を独立して判断しうるものではないことは明らかとされている。また、早期の自白に至った経過に関する被告人兩名の供述の信用性を認め、捜査官らの供述に信用性が乏しいとして、早期に自白した経過を自白全体の信用性の積極評価とすることは不相当とした。」(判決P157~158)

第3 自白(供述)経過の立証の問題

1 録音テープ等(P18)

「(1) まず、任意性立証の場面を見ると、有罪事例(乙①②)等、無罪事例(甲⑩)等、なお丙③を問わず、積極的評価が付され、被告人の供述強制などの弁解排斥の判断に役立たせている。例えば、乙②の布川事件の上告審決定は、被告人の自白内容の録音テープ(90ないし120分)に関し、「その内容は、自ら体験しない事実ならばとうてい引き続いて整然と供述し得ないことを具体的に首尾一貫して供述したものである。」と指摘しているが、代表的な例として挙げることができる。確かに、無罪事例の中に任意性立証に役立たないとされてるものもあるが…(略)…自白の信用性判断にも役立つ(甲③)ことが多く、今後の自白状況の資料の客観化のためにも積極的活用が望まれる。」

(1) 末尾に追加

「但し、丙⑨の布川事件無罪判決では、上記録音テープについて、供述の録音が取調の全過程においてなされたものではないこと、録音テープに録音されている供述は他の供述調書に記載されている内容と概ね同様であること、録音前に捜査官らによる働きかけがあったことが推認されることからして、被告人兩名の各自白調書以上に独立した証拠価値はないとした。」(判決P159~162)

B 自白内容の変動・合理性

第2 供述の変遷・動揺

2 供述変動の類型と自白の信用性

(1) 供述変動の態様と自白の信用性の判断(P 26~27)

「③ 他方、自白内容のかなり重要と思われる点について変動があるにも拘わらず、自白の信用性が肯定されている事例も少ないとはいえない(犯行の手段・方法、態様につき—乙④⑥⑧⑪⑬⑯等、犯行の動機につき—乙①⑫⑱等、共謀の日時・場所につき—乙5、犯行の日時・場所につき—乙⑫等、犯行に使用した凶器等の入手・処分につき—乙⑪⑱等、赃品の処分や犯行後の行動につき—乙②等)。

しかし、これらの有罪事例を通じていえることは、供述に変動があるとはいっても、無罪となった事例の場合と対比すると、その変動部分は、一見重要であるかに見えても、全体の中で見ると重要度の低いものが多く、基本的なあるいは根幹となる事実関係についての供述には一貫性があるとされ、(乙⑧⑪⑫等)、変動が初期に止まり、その後は安定しており(対照事例として、甲⑤参照。なお、乙⑤は固まった内容について信用性を検討すべきであるとしている。)、変動の程度もさほど顕著とはいえず(乙⑫、なお乙④の差戻し審判決)、あるいは、自白に秘密の暴露が含まれていたり(乙⑬)、さらには、被告人の精神状態、知能(乙⑯⑱)や、取調官の取調べ方法の不適切さ(乙⑲)など、変動の原因ないし事由が明らかにされ、合理的な説明がつくもの(乙②⑥⑧⑪⑫等。後記3参照)が多いといえる。」

(③末尾に追加)

「しかし、丙⑨の布川事件無罪判決では、乙②と同じ自白調書について正反対の評価をしていることに注意すべきである。同判決では、被告人兩名の自白には犯行そのものやこれに直結する重要な事項の全般にわたり供述の変遷が認められること、その程度が容易に看過しうるものではないこと、その変遷に合理的な理由を見いだすことも困難であることを認め、自白調書の信用性を否定した。」(判決P 162~163)

3 供述内容の変動の事由と自白の信用性の判断(P 28~29)

「② 真犯人が責任の軽減を図るなどの意図からことさら虚偽の供述をし、意識的に供述を変え、あるいは、捜査官に追及されて、場当たりの供述を変更してゆく場合も少なくない(乙②⑥⑪)。

」

(②末尾に追加)

「しかし、丙⑨の布川事件無罪判決では、乙②と同じ自白調書について正反対の評価をしていることに注意すべきである。同判決では、被告人兩名の自白には犯行そのものやこれに直結する重要な事項の全般にわたり供述の変遷が認められること、その程度が容易に看過しうるものではないこと、その変遷に合理的な理由を見いだすことも困難であることを認め、自白調書の信用性を否定した。」(判決P 162~163)

第4 自白内容の合理性

2 客観的情況との関連での供述内容の合理性(P 35)

「(2) もっとも、有罪事例の中には、かなり重要と思われる点についての供述の合理性が問題とされているものがあるが、不合理と見られる供述をした事情が検討され、一応の説明がつくことなどから、自白全体の信用性に影響しないとされている(乙②7 10⑫等)。

例えば、乙②の布川事件の事例では、偽装工作についての供述につき、凶行直後あるいは凶行時の興奮、狼狽の心理状態から、乙⑦の愛知県下の女学生強姦殺人等事件の事例では、切断した被害者の頭部を焼却した点の供述につき、不利益に帰する事柄はできるだけ隠そうとする心理から、それぞれ説明し得るものとされている。少しでも罪責を軽減しようと、ある事実を秘匿したり、ことさら虚偽を混じえて供述することも考えられる。

逆に無罪事例では、不合理な供述がなされた点についての合理的な説明がついていないことが窺われる。」

((2) 末尾に追加)

「丙⑨の布川事件再審決定では、上記の偽装工作についての不合理・不自然な供述につき、偽装工作に至る経緯や偽装工作の際の状況については極めて具体的かつ詳細に記憶できるほど冷静であったことに照らし供述の不自然さは免れないとし、合理的な説明がついていないとした。」(決定P245～246)

番 号	事 件 名	審級判断の異同	A	B	C	D	E	F	G	H	I	
			自 白 の 経 過	自 白 内 容 の 変 動 ・ 合 理 性	体 験 供 述	秘 密 の 暴 露	客 観 的 証 拠 の 符 合 性	物 的 証 拠 の 不 存 在	被 告 人 の 言 動	弁 解	情 況 証 拠	
丙一⑨	布川事件 (平23.5.24)	○	◎	◎			◎	◎		○	◎	

[丙-⑨] 布川事件 (強盗殺人等)

確定判決	I	水戸地土浦支判 45.10.6	各無期懲役
	II	東京高判 48.12.20	各控訴棄却
	III	最二決 53.7.3 判時 897-114	各上告棄却
再審経過	I	水戸地土浦支決 平17.9.21	再審開始
	II	東京高判 平20.7.14	各即時抗告棄却
	III	最二決 平21.12.14	各特別抗告棄却
		再判 水戸地土浦支部 平23.5.24	無罪(確定)

[事案の概要] (強盗殺人)被告人兩名は、42.8.28 午後7時20分ころ、遊興資金を捻出するため、布川町の被害者(62歳)方に赴き借金を申し込んだが拒絶されたことから、共謀の上、同日午後9時ころ、同人方8畳間で、同人を扼殺して現金約10万7000円を強取した。

A 自白の経過

1 自白の成立過程 自白の時期

(1) 自白の成立時期

被告人A～42.10.10別件逮捕, 10.15本件自白, 被告人B～42.10.16別件逮捕, 10.17本件自白
早期の自白に至った経過に関する被告人兩名の供述の信用性を認め, 捜査官らの供述に信用性が乏しいとして, 早期に自白した経過を自白全体の信用性の積極評価とすることは不相当とした。[再判]

(2) 自白の誘因等

捜査官らの強要や誘導等により虚偽の自白を強いられた旨の被告人兩名の供述について, 容易くその信用性を否定することができず, 一方, これら被告人兩名の自白調書の作成に当たり, 不当な誘導等は一切なかった旨述べた捜査官らの供述は, 少なくともその限りにおいていささか信用性に乏しいものと認められ, ひいては被告人兩名の各自白調書が何某か捜査官らの誘導等により作成されたものである可能性を否定することはできない。[再判]

2 自白経過の立証資料

録音テープの評価

録音テープについて, 供述の録音が取調の全過程においてなされたものではないこと, 録音テープに録音されている供述は他の供述調書に記載されている内容と概ね同様であること, 録音前に捜査官らによる働きかけがあったことが推認されることからして, 被告人兩名の各自白調書以上に独立した証拠価値はないとした。[再判]

B 自白内容の変動・合理性

1 自白内容の変動

(被告人兩名の自白の変遷を, ①兩名の出会った経緯, ②石段の一件等, ③殺害状況, ④金品強取(物色, 白い財布, 強取金品, 分配等), ⑤ガラス戸工作, ⑥逃走状況について詳しく分析・検討した上で) 自白の変遷は犯行内容自体や犯行前後の行動等, 極めて広汎にわたり, 重要な事項について悉く供述を変遷させており, その程度も甚だしい。その変遷の理由として述べるところも, 理解に窮し容易に首肯しうるものではない。このような供述の変遷は, 自白の信用性自体を相応に減殺し, ひいては任意性にも一定の疑いを生ぜしめる。[再判]

2 動機の合理性

3 自白内容の合理性

被告人兩名の自白の著しい不一致

(兩名が出会った状況, 被害者宅から一旦辞去したときの状況, 被害者を殺害した状況, 強奪した金員とその分配の状況, 隠蔽工作の状況等について兩名の供述を対比検討の上) 兩名が実際には体験していない事実を供述しているが故に, 広汎にわたり相互の供述内容に不一致が生じているのではないかとの疑いを払拭できず, この点も, 自白の信用性を相応に減殺し, ひいてはその任意性にも一定の疑いを生ぜしめる事情である。[再判]

C 体験供述

両名が実際には体験していない事実を供述しているが故に、広汎にわたり相互の供述内容に不一致が生じているのではないかとの疑いを払拭できない[再判]

D 秘密の暴露

秘密の暴露がないことを指摘[再 I, 再 II]

E 自白と客観的証拠との合理性

①殺害順序、②被害者宅8畳間の床が落ち込んでいる状況、③Aの物色行為、④偽装工作のためにガラス戸をはずそうとして蹴ったらガラスが割れたとする自白、⑤偽装工作のためにAが便所の棧をはずして窓から逃げたという自白、⑥両名の指紋・掌紋・毛髪が一切採取されていない事実等をそれぞれ分析し、両名の自白が、殺害態様等、その枢要部分ともいうべき重要な点の複数にわたり、客観的事実と整合しない可能性が高いと認められ、また客観的事実に照らして不自然と考えられることは、両名の自白の信用性に重大な疑問を抱かせ、任意性にも一定の疑いを生ぜしめる。[再判]

F 裏付けとなるべき物的証拠の不存在

犯行現場である被害者方からは、少なくとも、被告人両名のものであると積極的に思料される指掌紋や毛髪は採取されておらず、その他、本件で提出された全ての証拠を精査しても、被告人両名と本件強盗殺人とを結びつけるような客観的証拠は存在しない。[再判]

G 犯行前後の捜査官以外の者に対する言動

H 被告人の弁解

1 アリバイ供述

被告人両名の主張と検察官が援用する目撃供述を対比すると、目撃供述には信用性が欠け、これにより、被告人両名のアリバイ供述を虚偽とは断定できないし、Bのアリバイ供述に関し、客観的な降雨の状況に関する新証拠による客観的な裏付けも一部存しているものであって、両名のアリバイ供述についてはこれを虚偽と認めるに足りる証拠はない。[再判]

2 取調べについての被告人Aの弁解

被告人Aの弁解(ポリグラフ検査の結果について捜査官から虚偽の事実を告げられ、虚偽の自白をするに至った)及び被告人Bの弁解(アリバイに関する目撃証人が被告人を見ていないと供述したと虚偽の事実を告げられ、虚偽の自白をするに至った)について信用できるとした。[再判]

I 状況証拠との関係

1 目撃証言の信用性

(主たる目撃証言とされていた)W供述は信用性に欠けるといふほかなく、一連の各目撃供述を全体として考慮しても、結局のところ、本件強盗殺人に係る被告人両名の自白を支え、或いは被告人両名の犯人性を推認させる証拠は何ら存在しないとの結論に帰する。[再判]

2 状況証拠の自白の信用性への影響

各自白の真実性を実質的に支える有力な補強証拠は特に何ら見当たらず、被告人両名の犯人性を推認させる間接証拠も何ら存在しない証拠関係の下においては、自白の任意性、信用性の判断に当たっては、殊の外慎重な姿勢で臨むことが強く求められる。[再判]